

鉱区税

納める人

県内にある鉱区に鉱業権（試掘権、採掘権）を持っている人が納めます。

納める額

区 分		税 額
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
②砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円

※石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は①の2/3

納める時期と方法

長崎振興局税務部からお送りする納税通知書（納付書）により、5月末までに納めます。

狩猟税

狩猟税は、鳥獣の保護と狩猟に関する行政費用に使われる「目的税」です。

納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

納める額

免許の種類別	区 分	税 額
第一種銃猟 （※1）	①県民税の所得割を納める必要がある人	16,500円
	②県民税の所得割を納める必要がない人（※5）	11,000円
網猟免許及び わな猟免許 （※2）	①県民税の所得割を納める必要がある人	8,200円
	②県民税の所得割を納める必要がない人（※5）	5,500円
第二種銃猟 （※3）（※4）	—	5,500円

- （※1）第一種銃猟…ライフル銃、散弾銃
- （※2）網猟及びわな猟の両方を使用する場合は、それぞれに対して課税されます。
- （※3）第二種銃猟…空気銃、ガス銃
- （※4）第一種銃猟免許を受けた方がライフル銃等と空気銃等の両方を使用する場合、第一種銃猟の税額のみが課税されます。
- （※5）②に該当する人のうち、県民税の所得割を納める必要がある人の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する人は、①の税額となります。

特例措置

平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に、有害鳥獣捕獲従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税については、以下の特例措置が設けられています。

- ①対象鳥獣捕獲員…課税免除
- ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者…課税免除（②は平成27年5月29日以後に狩猟者登録を受ける場合に適用）
- ③狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者…通常の税率の2分の1
- ④狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として従事者証の交付を受けてその従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者…通常の税率の2分の1

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるときに、県が発行する狩猟税証紙を登録者申請書に貼って納めます。

自動車税種別割 (旧自動車税) 令和元年10月1日から名称が変更されました。

納める人

毎年4月1日午前0時現在の、自動車の所有者が納めます。

なお、ローン販売などのため、自動車の所有権が売主にある場合は、自動車の使用者が納めます。

※ただし、二輪の小型自動車、軽自動車などには、軽自動車税種別割(市町村税)がかかります。

納める額

1年間の税額は、26ページの「自動車税種別割額一覧表」のとおりです。

※年度途中で自動車を新規に登録したとき…下記の月割り計算により、登録の翌月から次の3月までの税額を長崎県に納めます。

※年度途中で自動車を廃車(まっ消登録)したとき…下記の月割り計算により、登録の翌月から次の3月までの税額が減額(還付)されます。

【月割り計算の目安】

$$\text{登録により納付し、または減額(還付)される自動車税種別割額} = \text{1年間の税額} \times \frac{\text{登録の翌月から次の3月までの月数}}{12}$$

※年度途中で長崎県ナンバーの自動車を他人に譲った場合でも、4月1日現在の所有者が1年分の税額を納めることになります。

納める時期と方法

【4月1日現在自動車を持っているとき】

県からお送りする納税通知書(納付書)により、5月31日(この日が土・日曜日その他の休日に当たる場合は、その翌日)までに納めます。また、口座振替やコンビニエンスストア・クレジットカード・モバイル決済での納付ができます。(口座振替については33ページをご覧ください。)

【年度の途中で自動車を新たに所有(新規登録)するとき】

運輸支局で自動車の登録を行うときに、長崎県が委託している、長崎県自動車協会又は佐世保自動車協会に自動車税の申告書を提出し、証紙で納めます。

※まっ消登録した場合は、振興局税務部(課)から還付を行います。



なるほど! なっちゃん

自動車にかかる税金って、こんなにあるんです。

自動車を買うとき

- ・消費税(国税)
- ・地方消費税(県税)
- ・自動車税種別割(県税)
※月割り計算による額
- ・自動車税環境性能割(県税)又は軽自動車税環境性能割(市町村税)
- ・自動車重量税(国税)

自動車を持っているとき

- ・自動車税種別割(県税)又は軽自動車税種別割(市町村税)
- ・自動車重量税(国税)



自動車を使うとき

- ガソリンの消費
 - ・揮発油税(国税)
 - ・地方揮発油税(国税)
- LPGの消費
 - ・石油ガス税(国税)
- 軽油の消費
 - ・軽油引取税(県税)

自動車税(種別割・環境性能割)のトラブルは、自動車の登録手続きをしっかり行えば、ぐっと少なくなりますよ。

販売店で自動車を買うとき	領収証書などで自動車税(種別割・環境性能割)がきちんと納められているかどうかを確認するとともに、車検証の写しで自動車が正しく登録されているかどうか確認しましょう。
知人などから自動車を譲り受けるとき	運輸支局で移転登録をしましょう。登録を行わないと、前の所有者にいつまでも自動車税種別割がかかってしまいます。
引っ越す(自動車の使用の本拠を変更する)とき	運輸支局で変更登録をするとともに、お近くの振興局税務部(課)に住所変更の届出をしましょう。登録がそのままになっていると納税通知書が届かなくなります。(振興局税務部(課)への届出は、電子申請でも行えます。)
譲渡・下取りなどで自動車を手放すとき	運輸支局で移転登録又はまっ消登録をしましょう。登録をそのままにしていると、いつまでも自動車税種別割がかかってしまいます。
自動車を解体するとき又は壊れて動かなくなった自動車を持っているとき	速やかにまっ消登録をしましょう。登録をそのままにしているといつまでも自動車税種別割がかかってしまいます。まっ消登録を行えば、その翌月から次の3月までの自動車税種別割が還付又は減額されます。

継続検査及び構造等変更検査を受けるには自動車税種別割の納税証明書が必要です。

完納している方 納税通知書についている納税証明書をそのままご使用ください。なお、運輸支局等では、納税状況を電子データで確認しますので、証明書を提示しなくても継続検査(車検)が受けられます。

未納の方 最寄りの振興局税務部(課)で納税し、納税証明書の交付申請をしてください。

※継続検査及び構造等変更検査のための納税証明書の発行は、振興局税務部(課)で受け付けています。(詳しくはP34をご覧ください)



自動車税種別割額(年税額)一覧表

(単位：円)

(1) 乗用車

区分(総排気量)	税 額		
	営業用	自家用 (右記以外)	自家用 (R1.10.1以降初回 新規登録分)
1ℓ以下	7,500	29,500	25,000
1ℓ超1.5ℓ以下	8,500	34,500	30,500
1.5ℓ超2ℓ以下	9,500	39,500	36,000
2ℓ超2.5ℓ以下	13,800	45,000	43,500
2.5ℓ超3ℓ以下	15,700	51,000	50,000
3ℓ超3.5ℓ以下	17,900	58,000	57,000
3.5ℓ超4ℓ以下	20,500	66,500	65,500
4ℓ超4.5ℓ以下	23,600	76,500	75,500
4.5ℓ超6ℓ以下	27,200	88,000	87,000
6ℓ超	40,700	111,000	110,000

(2) トラック

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
最大積載量	1ト以下	6,500	8,000
	1ト超2ト以下	9,000	11,500
	2ト超3ト以下	12,000	16,000
	3ト超4ト以下	15,000	20,500
	4ト超5ト以下	18,500	25,500
	5ト超6ト以下	22,000	30,000
	6ト超7ト以下	25,500	35,000
	7ト超8ト以下	29,500	40,500
けん引車	8ト超	29,500円に最大積載量が8トを超える1トまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に最大積載量が8トを超える1トまでごとに6,300円を加算した額
	小型自動車	7,500	10,200
被けん引車	普通自動車	15,100	20,600
	小型自動車	3,900	5,300
	普通自動車 最大積載量8ト以下	7,500	10,200
被けん引車	普通自動車 最大積載量8ト超	7,500円に最大積載量が8トを超える1トまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トを超える1トまでごとに5,100円を加算した額

(3) 貨客兼用車

最大積載量による税率(2)に、排気量に応じた額を加算します。

区分(総排気量)	加 算 額	
	営業用	自家用
1ℓ以下	3,700	5,200
1ℓ超1.5ℓ以下	4,700	6,300
1.5ℓ超	6,300	8,000

(4) バス

区分 (乗車定員)	税 額			
	営業用		自家用	
	一般乗合用	その他	スクールバス	その他
30人以下	12,000	26,500	12,000	33,000
30人超40人以下	14,500	32,000	14,500	41,000
40人超50人以下	17,500	38,000	17,500	49,000
50人超60人以下	20,000	44,000	20,000	57,000
60人超70人以下	22,500	50,500	22,500	65,500
70人超80人以下	25,500	57,000	25,500	74,000
80人超	29,000	64,000	29,000	83,000

(5) 小型三輪車

税 額	
営業用	自家用
4,500	6,000

(6) 特種用途車

- 積載量の定めがあるもの…トラック税率を適用します。
- 積載量の定めがなく乗車定員が11人以上のもの…バス税率を適用します。
- その他(積載量が1ト以下又は定めのないもの)…車両重量の1/2を最大積載量とみなし、(2)の最大積載量に読み替えます。

(ア) 霊きゆう車…6,500円

(イ) キャンピング車等

区分(総排気量)	税 額	
	右記以外	R1.10.1以降初回新規登録分
1ℓ以下	23,600	20,000
1ℓ超1.5ℓ以下	27,600	24,400
1.5ℓ超2ℓ以下	31,600	28,800
2ℓ超2.5ℓ以下	36,000	34,800
2.5ℓ超3ℓ以下	40,800	40,000
3ℓ超3.5ℓ以下	46,400	45,600
3.5ℓ超4ℓ以下	53,200	52,400
4ℓ超4.5ℓ以下	61,200	60,400
4.5ℓ超6ℓ以下	70,400	69,600
6ℓ超	88,800	88,000

(ウ) キャンピング車等(バスを構造変更したもの)

区分(構造変更前の乗車定員)	税 額
30人以下	26,400
30人超40人以下	32,800
40人超50人以下	39,200
50人超60人以下	45,600
60人超70人以下	52,400
70人超80人以下	59,200
80人超	66,400

■グリーン化税制

平成14年4月1日から、環境に与える影響の大小により自動車税の税率が変わるグリーン化税制がスタートしました。

○環境に与える影響が小さい自動車

令和5年度に初回新規登録された下記の自動車は、登録の翌年度の税率が軽減されます。

	特例対象自動車	措置		期間
		自家用	営業用	
新令和5年度登録初車回	電気自動車(燃料電池車を含む)・一定の排出ガス性能を備えた天然ガス車・プラグインハイブリッド車	税率を概ね75%軽減	税率を概ね75%軽減	令和6年度(1年間)
	令和12年度燃費基準90%達成	軽減なし	税率を概ね50%軽減	
	令和12年度燃費基準70%達成			

平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成

○環境に与える影響が大きい自動車

電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

特例対象自動車	措置
初回新規登録から11年経過したディーゼル車	税率を概ね15%上乘せ
初回新規登録から13年経過したガソリン車	

平成27年度から重課の税率が変わりました。

令和5年度は下記の自動車について、概ね15%加算された税額になります。

○ガソリン車・LPG車…初回新規登録が平成22年3月31日以前のもの(13年経過)

○ディーゼル車…初回新規登録が平成24年3月31日以前のもの(11年経過)

※ガソリンハイブリッド自動車については、重課の適用はありません。

※バス、トラックについては、これまでどおり概ね10%加算された税額になります。

自動車税環境性能割 (令和元年10月1日から)

納める人

売買、贈与及び交換などによって自動車を取得した人が納めます。ただし、特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。

なお、ローン販売などのため、自動車の所有権が売主にある場合は、自動車の買主が自動車を取得したとみなされますので、買主が納めます。

納める額

$$\text{税額} = \text{自動車の取得価額} \times \text{税率}$$

(50万円以下の場合には免税)

● 自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や、縁故者から格安で買った場合などは、通常の取引価額が取得価額となります。通常の取引価額は総務省令で定められています。

納める時期と方法

自動車の登録又は軽自動車の使用の届出のときに、長崎県が委託している、長崎県自動車協会又は佐世保自動車協会に申告書を提出し、納めます。

税率

燃費基準達成度等に応じて非課税及び0.5%から3%の税率となります。

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで適用

※トン数は車両総重量

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率			
			自家用	営業用		
電気自動車（燃料電池自動車を含む）			非課税	非課税		
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税		
プラグインハイブリッド自動車			非課税	非課税		
乗用車	ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税 1% 2% 2%	非課税 非課税 0.5% 1%	
		ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		上記に該当しないもの			3%	2%
バス・トラック 2.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和2年度燃費基準+5%達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+25%達成（トラックに限る） 令和2年度燃費基準達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る） 平成27年度燃費基準+15%達成	非課税 非課税 1% 1% 2%	非課税 非課税 0.5% 0.5% 1%	
			上記に該当しないもの		3%	2%
			ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	非課税 1% 2%
平成30年排出ガス基準25%低減 又は平成17年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る） 平成27年度燃費基準+15%達成	非課税 非課税 1%			非課税 非課税 0.5%	
	平成27年度燃費基準+10%達成	2%			1%	
バス・トラック 2.5t超～3.5t以下	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	非課税 1% 2%	非課税 0.5% 1%	
			平成21年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る） 平成27年度燃費基準+15%達成	非課税 非課税 1%	非課税 非課税 0.5%
				平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%
上記に該当しないもの			3%	2%		
バス・トラック 3.5t超	ディーゼル車	平成28年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	非課税 1% 2%	非課税 0.5% 1%	
			上記に該当しないもの		3%	2%

※乗用車、バス・トラックはハイブリッド車を含みます。

令和6年1月1日から適用

※トン数は車両総重量

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率				
			自家用	営業用			
電気自動車（燃料電池自動車を含む）			非課税	非課税			
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税			
プラグインハイブリッド自動車			非課税	非課税			
乗用車	ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税 1% 2% 3%	非課税 非課税 0.5% 1%		
			ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税 1% 2%	非課税 非課税 0.5%
					令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
上記に該当しないもの			3%	2%			



バス 3.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和2年度燃費基準105%達成 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		平成30年排出ガス基準25%低減 又は平成17年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準110%達成 令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
			令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	令和2年度燃費基準105%達成 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和2年度燃費基準110%達成 令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
		平成21年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
上記に該当しないもの				2%	1%
上記に該当しないもの				3%	2%
バス 3.5t超	ディーゼル車	平成28年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準115%達成 平成27年度燃費基準110%達成	非課税	非課税
			平成27年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
上記に該当しないもの				3%	2%
トラック 2.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成 令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
上記に該当しないもの				3%	2%
トラック 2.5t超～3.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準達成 令和4年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準105%達成 令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
	ディーゼル車	平成30年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	令和4年度燃費基準達成 令和4年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準105%達成 令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		平成21年排出ガス基準適合	令和4年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
上記に該当しないもの				1%	0.5%
上記に該当しないもの				2%	1%
上記に該当しないもの				3%	2%
トラック 3.5t超	ディーゼル車	平成28年排出ガス基準適合 又は平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準115%達成 平成27年度燃費基準110%達成	非課税	非課税
			平成27年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
上記に該当しないもの				3%	2%

※乗用車、バス・トラックはハイブリッド車を含みます。

令和5年4月1日から令和5年12月31日まで適用（軽自動車）

※トン数は車両総重量

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用	営業用	
電気自動車（燃料電池自動車を含む）					
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）					
乗用車	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和12年度燃費基準55%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
トラック 2.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成	非課税	非課税
			平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
上記に該当しないもの				2%	2%

※乗用車、トラックはハイブリッド車を含みます。

令和6年1月1日から適用（軽自動車）

※トン数は車両総重量

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用	営業用	
電気自動車（燃料電池自動車を含む）					
天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）					
乗用車	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
トラック 2.5t以下	ガソリン車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成 令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	上記に該当しないもの				2%
上記に該当しないもの				2%	2%

※乗用車、トラックはハイブリッド車を含みます。



なるほど！ なっちゃん

■ **市町への交付** 県におさめられた自動車税環境性能割のうち40.85%相当額は、それぞれの市町の道路の長さや面積に応じて、県内の各市町に交付されます。

■ **自動車の登録のことがわからないときは…**

お近くの運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

事務所など	電話番号	所在地
長崎運輸支局（東長崎庁舎）	050-5540-2083	〒851-0103 長崎市小中里町1368
佐世保自動車検査登録事務所	050-5540-2084	〒857-1171 佐世保市沖新町5-5
厳原自動車検査登録事務所	050-5540-2085	〒817-0032 対馬市厳原町久田645-8



軽油引取税

この税は、道路に関する費用にあてられるための目的税でしたが、地方道路特定財源の見直しにより、道路等の行政サービスから得る受益に着目するとともに環境への配慮の必要性を考慮した結果、普通税に移行しました。（平成21年度の税制改正）

納める人

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りをした人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和するなどして製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人

納める額

$$\text{税額} = \text{引き取った軽油の量} \times \text{税率}$$

● 税率

1キロリットルあたり32,100円。ただし、次の用途に軽油を使用する場合で、振興局税務部(課)から免税証の交付を受けた場合には免税になります。

- ①船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- ②自衛隊が通信の用に供する機械等
- ③農業・林業用機械の動力源
- ④鉱物の掘採事業・とび土工工事業などのための用途
- ⑤その他政令で定める事業の主体・用途などによるもの

納める時期と方法

【上記1の人】

特約業者や元売業者が軽油の代金とあわせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめ、振興局税務部(課)に申告して納めます。

【上記2～4の人】

毎月末日までに前月分をとりまとめ、振興局税務部(課)に申告して納めます。

【上記5の人】

軽油の輸入のときまでにその輸入分を振興局税務部(課)に申告して納めます。



なるほど! なっちゃん

■ 不正軽油のどこが問題なの?

不正軽油は、軽油引取税を脱税する目的で不正に製造・販売・消費(使用)されており、正常な軽油の流通と公平な課税を妨げています。

とりわけ軽油に重油を混ぜた不正軽油は、正常な軽油よりも大気中の窒素酸化物(NOx)等を増加させ、大気汚染の原因にもなっています。

■ 不正軽油ってどんなもの?

不正軽油には、次のようなものがあります。

- 1 軽油と重油や灯油を混和し、軽油として販売又は消費(使用)するもので、承認を得ていないもの
- 2 重油と灯油から軽油を製造し、販売又は消費(使用)するもので、承認を得ていないもの
- 3 重油又は灯油を軽油の代わりに自動車の燃料として販売又は消費(使用)するもので、承認を得ていないもの

■ 対策はどうしているの?

不正軽油は、「作らせない・売らない・買わない・使わない」ことが大切です。県では平成16年4月「長崎県不正軽油対策協議会」を設置し、官民が一体となって不正軽油撲滅運動を展開しています。また、「不正軽油110番」を設置し、電話・FAX・Eメールで情報提供を呼びかけております。県民の皆様のご協力をお願いします。

次のような情報をお持ちの方は、情報の提供にご協力願います。

- ◎不審な施設(場所)にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- ◎極端に安い価格で軽油の売り込みをする業者がいる。
- ◎灯油や重油を自動車の燃料として使用している。



TEL : 095-895-2215 (税務課課税班直通)
FAX : 095-895-2555
Eメール : s01060@pref.nagasaki.lg.jp



産業廃棄物税

※平成17年4月1日から導入しています。

この税は、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等に関する各種施策に要する費用に使われる「法定外目的税」です。

納める人

- 1 県内の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者
- 2 県内にある自己所有の焼却施設・最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者

納める額

- 焼却処理 焼却施設への搬入1トンあたり800円
- 最終処分 最終処分場への搬入1トンあたり1,000円

納める時期と方法

【納める時期】

課税される期間	申告と納付の期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日

【納める方法】

(上記1の人)

特別徴収義務者である焼却処理業者または最終処分業者に対し、処理料金とあわせて税を支払い、特別徴収義務者が振興局税務部(課)に申告して納めます。

(上記2の人)

振興局税務部(課)に申告して納めます。

【産業廃棄物税換算系数表について】

産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、産業廃棄物の容量に県の規則に定める換算係数を掛けて重量に換算します。

産業廃棄物の種類	換算係数	産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14	(11) 動物系固形不要物	1.00
(2) 汚泥	1.10	(12) ゴムくず	0.52
(3) 廃油	0.90	(13) 金属くず	1.13
(4) 廃酸	1.25	(14) ガラスくず、コンクリートくず((16)を除く。)及び陶磁器くず	1.00
(5) 廃アルカリ	1.13	(15) 鋳さい	1.93
(6) 廃プラスチック類	0.35	(16) がれき類	1.48
(7) 紙くず	0.30	(17) 動物のふん尿	1.00
(8) 木くず	0.55	(18) 動物の死体	1.00
(9) 繊維くず	0.12	(19) ばいじん	1.26
(10) 動植物性残さ	1.00	(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

●備考
 1 この表の(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物((7)から(20)までに掲げるものを除く。)を、(7)から(19)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物をいう。
 2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。



なるほど! なっちゃん

産業廃棄物税の税収は、何に使われているの?

令和4年度の産業廃棄物税の税収は約1億2千8百万円で、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正な処理の促進施策などに限定して使われます。

【令和4年度 産業廃棄物税の税収が使われた主な事業】

- ① 島原半島良質堆肥広域流通促進事業 ・ 島原半島地域において堆肥広域流通組織を育成し、畜産業の持続的な発展と環境保全型農業の推進を図る。
- ② 産業廃棄物対策事業 ・ 処理業者等に対する立入検査や不法投棄等パトロールを実施する。

事業・産業廃棄物に関するお問い合わせ先

県の資源循環推進課 電話：095-895-2373 FAX：095-824-4781

